

対話による外交努力により中東地域における緊張緩和を求める意見書

2026年2月28日、アメリカとイスラエルは共同してイランへの大規模軍事攻撃を開始した。これによりイラン最高指導者ハメネイ師が死亡し、女学校への着弾で少なくとも100人以上の子どもたちが死亡したほか、多数の一般市民が犠牲になっている。

こうした軍事行動は、国連安保理決議と国際法に基づく義務を無視しているだけでなく、アメリカ議会の承認も得ておらず、法的正当性が疑問視される暴挙であり、国際秩序を棄損するものと言わざるを得ない。

一方、イランは、アメリカとイスラエルの先制攻撃に対し、イスラエル及び中東湾岸諸国の米軍基地等への反撃を開始し、ホルムズ海峡を実質的に封鎖するなど、軍事的衝突はエスカレートしている。

こうした中東湾岸地域における軍事的緊張の激化は、原油価格の高騰により、日本国内においてもガソリン・電気・ガスなどのエネルギー価格及び石油関連製品の高騰を招き、物価高に追い打ちをかけ、市民生活に多大な影響を及ぼすことになりかねない。

よって、本市議会は、政府に対し、当事国をはじめ、各国に対して国際法を遵守し、武力ではなく対話による外交努力により事態の収拾を図るよう働きかけることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
外務大臣
経済産業大臣

座間市議会議長 松橋淳郎